

## 北広島市食育推進計画庁内検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 北広島市食育推進計画に関し、必要な検討及び食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北広島市食育推進計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 北広島市食育推進計画の策定に関すること。
- (2) 食育事業の企画・立案や進行管理及び評価に関すること。
- (3) その他食育の推進に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康推進課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、農政課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部健康推進課において行う。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年3月22日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

職名
企画財政部ボールパーク推進室ボールパーク推進課長
経済部観光振興課長
教育部学校教育課長
教育部学校給食センター長
市民環境部環境課長
子育て支援部子ども家庭課長
子育て支援部子ども家庭課主査
子育て支援部参事(子育て・学童担当)
保健福祉部高齢者支援課長
保健福祉部健康推進課主査
保健福祉部健康推進課栄養士